

仕様書

1 件名

令和元年度 博物館クラスター形成支援事業に関する回遊性向上施策の企画運営実証実験の業務委託(文化施設間連携ウェブサイト構築)

2 履行期間

契約締結日の翌日から 令和2年3月31日まで

3 目的

上野文化の杜新構想実行委員会では、上野公園内にある美術館・博物館等を中核とした関係機関との連携により、エリアが一体となった文化クラスターを形成することにより相乗効果を発揮し、文化芸術の振興に資するまちづくりを加速させる取り組みを進めている。取り組みをさらに深化させつつ、文化・芸術・観光資源の有機的連携を図るマーケティングを強化し、「文化で稼ぐ」具体的な事業の創造及び事業基盤の構築を目指す。

4 委託内容

上野地区文化施設間連携ウェブサイト構築

・主たる委託内容

1. 上野地区文化施設が連携して広報発信を行うウェブサイトの企画・構築業務
2. 同上、ウェブサイトのデザイン業務
3. 同上、CMS(コンテンツ・マネジメント・システム)の実装
4. サーバの維持・管理
5. 文化施設の広報担当者との調整及び委員会への出席
6. 文化庁等が定める経理処理及び会計報告
7. 報告書の作成

5 予算 5,200,000円(消費税込み)

6 支払い時期 令和2年4月末日までに振込

7 留意点

主催者と受託者が十分協議してウェブサイト構築を行うこと。また、仕様書に定めのない他の事項についても同様に、主催者と受託者が協議して定めること。

8 主たる委託業務内容の詳細

1. 上野地区文化施設が連携して広報発信を行うウェブサイトの企画・構築業務
上野文化の杜新構想実行委員会からの情報提供に基づき、上野地区文化施設及び関係者が連携して魅力的な広報発信を行うためのウェブサイト構築する。2020年1月中旬頃のサイトオープンを目指すこととする。

実行委員会から委託を受けた他の事業者が制作する多様かつ多言語の広報コンテンツを掲載・公開できるよう配慮すること。また、訪日観光客をはじめ利用者の上野地区到着後の情報活用を想定し、スマートフォンを通じたWEBサイト利用への最適化を図ること

2. 同上、ウェブサイトのデザイン業務
訪日観光客、高齢者等、多様な層の利用を想定し、アクセシビリティに特段の配慮をしてサイトデザインを行うこと
3. 同上、CMS(コンテンツ・マネジメント・システム)の実装
上野文化の杜新構想実行委員会事務局、実行委員会が別途設置する「連携広報委員会」、さらには実行委員会の委託を受けた他の事業者等が円滑に広報コンテンツの公開・運用を実施できるよう、CMSの実装を行う。また、操作方法についてマニュアル等を作成する
4. サーバの維持・管理
別途仕様書に記載するセキュリティ基準に基づき、安定的かつ安全なサーバの維持・管理を行う
5. 文化施設の広報担当者との調整及び委員会への出席
上野文化の杜新構想実行委員会が別途設置する「連携広報委員会」参加の文化施設担当者、関係者と入念な協議・調整を行う。その他は、上野文化の杜新構想実行委員会事務局と相談の上、決定
6. 文化庁等が定める経理処理及び会計報告
上野文化の杜新構想実行委員会事務局の指示のもと処理する
7. 報告書の作成
受託者は、全ての工程終了後に、全体をまとめた報告書を作成して提出すること。その際、サービス利用状況を解析し、機能や情報に関する効果やニーズ等を検証すること。報告書の書式、内容等の詳細は、業務委託後に委託者と協議の上で決定すること。
- 9 情報セキュリティ対策
情報セキュリティ対策に関しては、以下の点に留意すること。
 - (1) コンピュータウイルス等、悪意のあるプログラムの侵入を防止するための対応、OS 及びCMS のアップデート実施などの情報セキュリティ対策を実施すること。また、既知の脆弱性への対応を実施するとともに、新たな脆弱性が発見された場合は、迅速に対応すること。
 - (2) 情報セキュリティにあたっては、ISO27001 (ISMS) など情報セキュリティ又は個人 情報保護に関する第三者認証を取得していること。また、必要に応じて、取得している情報セキュリティマニュアルを開示できること。
 - (3) 個人情報をはじめとするセキュリティ対策について、具体的な対応方法を示し、万全を期したものとすること。
- 10 著作権
著作権対策に関しては、以下の点に留意すること。

- (1) 本件委託においては、著作権の取り扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第28条の権利を含む)は、すべて委託者に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本件委託における制作物の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料及びプログラム等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。
- (5) 上記(1)(2)(3)及び(4)の規定は、下記の11.により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) 但し、上記(1)(2)(3)(4)(5)においても使用する映像、イラスト、写真、その他資料及びプログラム等に、既存の著作権やその他知的財産権等が存在する場合は、作業開始前に別途協議のうえ、決定するものとする。
- (7) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

11 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に再委託させてはならない。ただし、事前に委託者と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

12 その他

- (1) 受託者は、本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上、業務実施に当たっての実施内容及び作業工程に示した業務実施計画書、その他委託者が指示する書類を作成し、委託者の承認を得るものとする。
- (2) 本業務を遂行するに当たり委託者と受託者は、必要に応じて協議を実施する。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とするときは、あらかじめ委託者と協議の上、了承を得ること。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、受託者と委託者が協議の上、定めるものとする。

以上